

# 中国大陸災胞救済總會の事業の概要

—北タイ救助に即して—

若 松 大 祐

## 摘 要

中国大陸災胞救済總會工作概要：以泰北難胞救助為中心

目前、台灣正在推動轉型正義，成為台灣國內政治的重要動態。其中一項，是政府要求中華救助總會將過去不當取得的資產，歸還原所有人。究竟中華救助總會是什麼樣的組織？推動哪些工作？本文擬從其前身，即1950年創立的「中国大陸災胞救済總會」談起，初步地大略考察該會成立至今（2023年1月）近70多年的時間，所推動的工作概況。大抵而言，泰北地區救助服務（1954年～現在）是中華救助總會歷程中的重點工作。

關鍵字：台灣、中華民國、中華救助總會、谷正綱、中國國民黨

（文末に日本語の抄訳あり。）

## 1. はじめに

本稿は、中華救助總會の事業を概括的に把握する試みである。台湾では2016年に蔡英文政権が発足すると、「移行期における正義」（以下では、「移行期正義」と表記する）の実現が政治的焦点になった<sup>1</sup>。そうした状況の下、中華救助總會が注目を浴びてしまう。2019年8月13日に、不当党産処理委員会が中華救助總會を聴取する。そして、2020年9月22日には、不当党産処理委員会が中華救助總會を中国国民党の附随組織として認定した。政府は中華救助總會に対し、中華救助總會がかつて不当に取得した資産を原所有者に返還しなければならないと命じたのである。これに対して中華救助總會が司法に不服を訴え、訴訟は2023年1月現在もなお継続している。

筆者は不当党産処理委員会が中華救助總會を附随組織として認定するに至る経緯や、その後の訴訟について、3つの前稿で素描した<sup>2</sup>。とはいえ、そもそも中華救助

<sup>1</sup> 移行期正義（中国語：転型正義）について、筆者は概説したことがある。若松大祐「移行期における正義：中華民国の所業に対する清算の試み」、赤松美和子、若松大祐（編著）『台湾を知るための72章』（エリASTAディーズ147）（東京：明石書店、2022年3月）、pp.93-97。

<sup>2</sup> 若松大祐「中華救助總會に対する不当党産処理委員会の聴取」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』1号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2020年3月）、pp.79-91。

若松大祐「中華救助總會に対する不当党産処理委員会の判定」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』2号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2021年3月）、pp.69-80。

若松大祐「不当党産処理委員会に対する中華救助總會の訴訟」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』3号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2022年3月）、pp.63-71。

総会はどのような組織であり、どのような事業を展開していたのか。本稿では、前身にあたる中国大陸災胞救済総会の成立（1950年）から現在（2023年1月）までに至る70年間に、中華救助総会が展開した事業を概括的に記そう。

## 2. 中華救助総会に関する資料

中華救助総会の事業内容を知るために有用な資料を、以下に挙げる。本稿の記述の展開に便利な順番で挙げているのであり、筆者が見落とししている資料もあろう。

### (1) 70年公益影輯

まずは、2020年の中華救助総会の創立70周年に際して作成されたパンフレットがある。便宜上、本稿はこれを「70年公益影輯」と名付けよう。ここには救助総会の事業が大小あわせて20種類掲載されている。

創立70周年記念行事では、「70年公益影輯」が紙媒体で配布されたようである。サイズは210mm\*750mm、両面である。現在は、中華救助総会の公式サイトから「70年公益影輯」のPDF版をダウンロードできる<sup>3</sup>。次項に一部を転載した。

本稿は「70年公益影輯」に基づき、中華救助総会の事業を概括的に把握していく。「70年公益影輯」は1枚（両面）のパンフレットであり、情報量が限られている。そこで、必要に応じて、後述する中華救助総会の刊行物などを使い、関連情報を補いたい。

### (2) 中華救助総会の刊行物

続いて、中華救助総会にとっての節目ごとに編集された書籍がある。本稿が利用する書籍の多くは、いわゆる周年事業に際して刊行されたものである。

中国大陸災胞救済総会（編）『中国大陸災胞救済総会会務概況』台北：中国大陸災胞救済総会、1950年8月。

李正寰（主編）『谷正綱先生與救総』台北：中国災胞救助総会、1991年10月。

中国災胞救助総会（編）『閔愛與服務：泰北茅屋改建磚瓦房三千戸落成專輯』民国88年9月号（台北：中国災胞救助総会、1999年9月）。

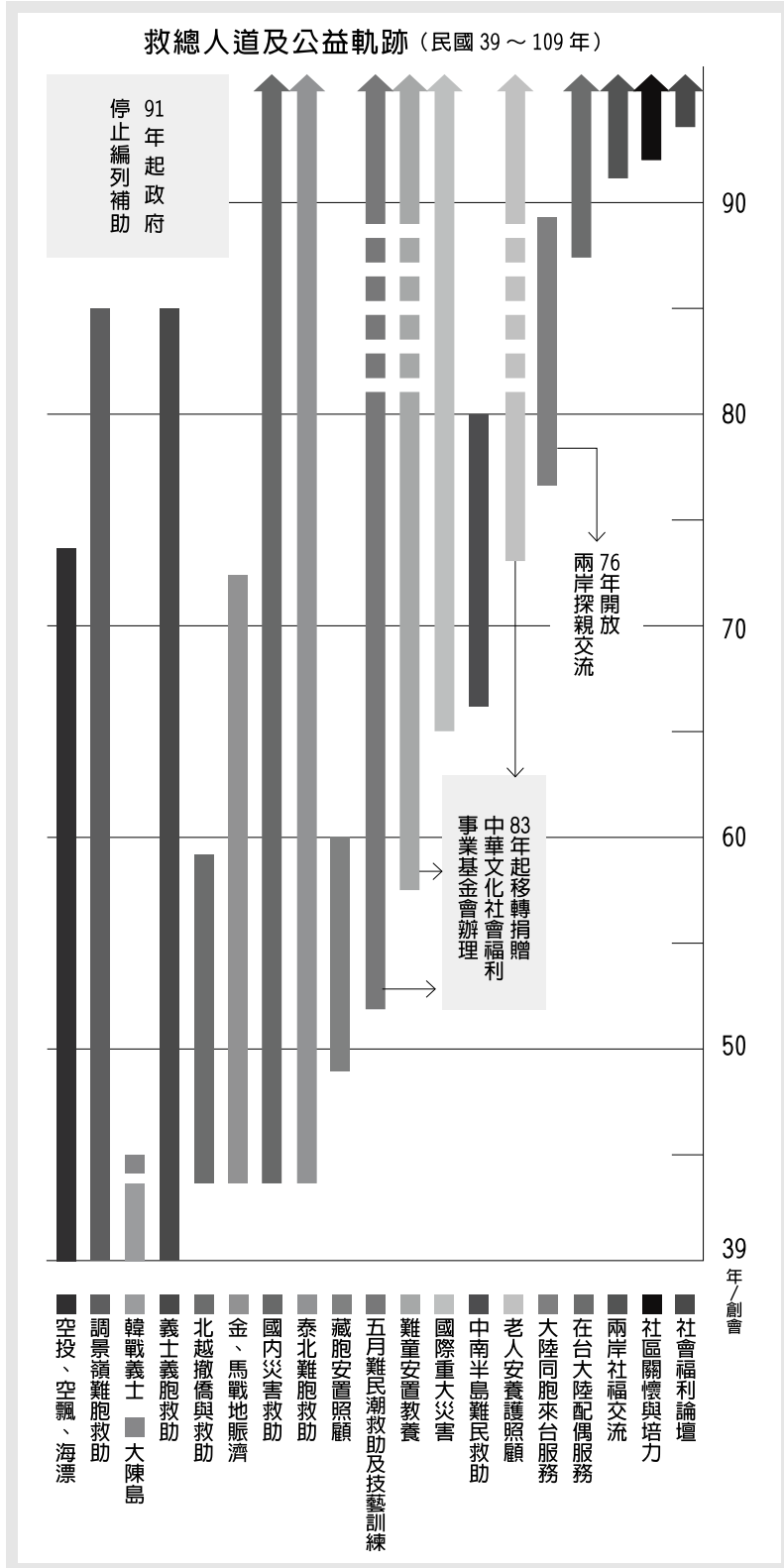
中華救助総会（編）『救総五十年金慶特刊』台北：閔愛與服務、2000年5月。

中華救助総会（編）『耕耘：救総五十四載工作紀実』台北：中華救助総会、2004年。

葛雨琴「全心全意閔懷社会的人民团体：中華救助総会」、『社区發展季刊』109期（台北：内政部社会司、2005年3月）、pp.272-279。

中華救助総会（編）『救総六十：中華救助総会成立60周年專輯』台北：中華救助総会、2010年4月。

<sup>3</sup> 「中華救助総会 > 本會簡介 > 簡介下載 .pdf」 (<http://www.cares.org.tw/CaresPortal/intro/introduction.do>) [2023年1月20日確認]



「中華救助總會70年公益影輯」(2020年)より一部を転載

なお、例えば下記の資料のように、筆者が存在を知りながらも、実見できていないものもある<sup>4</sup>。

中国大陸災胞救済総会（編）『救総十年』台北：中国大陸災胞救助総会、1960年。

中国大陸災胞救済総会（編）『救総三十年画集』台北：中国大陸災胞救助総会、1980年4月。

馮致遠（編）『救総実録』〔全4篇〕台北：中国大陸災胞救助総会、1980年。

### (3) デジタル資料

そして、2023年1月現在、中華救助総会のデジタル資料が2ヶ所で公開されている。一つは、国立政治大学のデジタル・アーカイブスである。いま一つは、不当党産処理委員会の公式サイトである。

政大數位典藏 (NCCU Digital Archives) > 中華救助總會數位資料庫

<https://contentdm.lib.nccu.edu.tw/digital/collection/cares>

不當黨產處理委員會

<https://www.cipas.gov.tw/>

中華救助総会では、歴年の関係資料の整理や保管に悩んでいた。国立政治大学が中華救助総会から関係資料を譲り受けて保管し、2015年からデジタル資料として公開を始めている。資料のデジタル化と公開は、現在進行形である。そもそも全部でどのくらいの資料があるのか、未だ詳らかでない。

また、台湾では2016年の蔡英文政権の発足以来、「移行期正義」の実現が政治的焦点になった。中華救助総会のかつての事業内容は、不当なものとなされた。行政院（内閣に相当）の下部組織である不当党産処理委員会が、中華救助総会の不当性を証明するために、関係資料を集めて公式サイトで公開しているのである。

## 3. 約70年間にわたる事業

ようやく、これから中華救助総会の各種事業について素描しよう。その際、「70年公益影輯」に基づき、8つの領域に分けて、各種事業の内容をそれぞれ概説する。

### (0) 中華救助総会の基本的スタンス

中華救助総会は、救済を目的とする社会福祉組織である。そもそもは1950年4月4日に中国大陸災胞救済総会（略称は「救総」）という名称で台北に成立し、谷正綱（1902-1993年）が理事長を務めた。中華民国は中国大陸を失い、1949年末に台湾へ「遷占」（遷移して占領）すると、「災胞」（災難に遭った同胞）の救助を始める。同胞が中国大陸における共産主義の暴政に耐え切れず、難民となっても自由な中国を求め、

<sup>4</sup> 中華救助総会、国立政治大学社会科学資料中心研究組、国立政治大学人文中心（編）『中華救助總會數位檔案資料庫啓用典禮暨座談會會議手冊』〔第二版〕（台北：編者、2015年6月）、pp.43, 49。

台湾に拠る中華民国を祖国として目指す。中華民国はこのような設定の下で難民を保護し、内外に向けて唯一合法の中国を自任しようとした。その際、難民救助の任務に取り組んだのが、中国大陸災胞救済総会だったのである。1990年代からは中華民国や台湾を取り巻く環境の変化に応じ、名称や業務内容を変更する。1991年7月20日に中国災胞救助総会、2000年5月5日に中華救助総会にそれぞれ改名した。創立から70年間、「救助、奉仕、思いやり」をモットーに人道と公益を追求し、現在は台湾を代表するNPOになっている。

とりわけ「70年公益影輯」（2020年）には、現段階（すなわち2020年）における中華救助総会の重点的な事業として、次の7つの事業が挙がる。すなわち、(a)北タイでの中国語教育専門事業の発展に対する補助。(b)台湾に住む北タイおよびビルマ出身の華僑学生のための奨学金。(c)コミュニティへの注目と協力。(d)原住民の在学生のための奨学金。(e)中国大陸からの配偶者への寄り添い、および新住民に関するサービス団体の共同学習プラットフォームの設置。(f)社会福祉に関する提唱、および社会福祉に関するフォーラム。(g)台湾-日本および台湾海峡兩岸における社会福祉とコミュニティに関する交流の推進である。

なお、救総は集会結社の自由が制限されていた動員戡乱時期の戒厳令下で誕生した民間組織であり、中華民国や中国国民党と近い関係にあった。こうした背景や性格を持つため、救総は昨今の移行期正義の展開の下で不当党産処理の対象となる<sup>5</sup>。

#### (1) 国内外における人道的救助（1950～現在）

救総の展開した国内外における人道的救助には、11の小領域がある。なお、第5と第6は、「70年公益影輯」でほとんど触れられていない。

第1は、大陸地区における人道的救助および災害救助（1950～1998年）である。〈1〉1950～1987年には、救総が慰労のための物資を空中投下したり、気球を使ったり、海へ流して大陸へ届ける。〈2〉1991～1998年には、救総が中国大陸の華東、華中、華南、東北、内蒙古等での天然災害（水害や震災等）に際し、救助に向かう。

第2は、香港やマカオに逃避した難民同胞の救済（1950～1996年）である。〈1〉1950～1996年には、救総が香港の調景嶺における難民同胞を救済する。〈2〉1956年には、救総が香港に中国文化協会を設立し、学問や芸術の側面から、香港へ逃避した文化人や学生を援助する。〈3〉1962年5月には中国大陸から香港への逃避がとりわけ多く、これに際して救総が771人を台湾へ移送し、自立して生活できるように就学や就労の支援をする。

第3は、朝鮮戦争で国連軍（米軍）の捕虜になった中国人民志願軍人を、中華民国が義士として自由中国（台湾）へ移送する際の支援（1954年）である。

<sup>5</sup> 不当党産処理委員会が2016年から活動を始める以前、政府が2007年に国家資産経営管理委員会党産処理小組を組織し、救助総会に不当党産の所持を追及しようとしたことがあった。国家資産経営管理委員会党産処理小組は、不当党産処理委員会の前身にあたるようである。

第4は、中華民国が浙江省の大陳島から撤退する際、19,260人の島民を義胞（忠義の同胞）として台湾へ移送する際の協力（1955年）である。救総は、来台後の島民の就労支援も行う。

第5は、チベット同胞の受け入れ（1960?-1971年?）である。1959年のチベット蜂起に伴い、救総は中華民国がチベット人を同胞として台湾へ移送することに協力する。「70年公益影輯」では、「藏胞安置照顧」の文字が1回登場するだけである。

第6は、義士や義胞の救助（1950-1996年）である。中華人民共和国の軍人や官吏が中華民国へ投降すると、彼らは義士と呼ばれた。また、中国大陸の住民が中華人民共和国の支配を嫌い、台湾へ移住すると、彼らは義胞と呼ばれた。救総は義士や義胞の来台後の生活を支援している。「70年公益影輯」では、香港調景嶺における難民支援と同じく、47年間という長期間の支援でありながら、「義士義胞救助」の文字は1回登場するだけである。

第7は、九三砲戦（第一次台湾海峡危機、1954年）と八二三砲戦（第二次台湾海峡危機、1958年）で戦地となった金門島および馬祖島への支援（1954～1991年）である。救総は、島民の来台定住にも協力する。

第8は、インドシナ難民の救助（1954～1997年）である。<1>1954年に北緯17度でベトナムが南北に分裂すると、救総は難民となった華僑が北ベトナムから南ベトナムへ移動して定住するのに協力する。<2>1978～1992年には、救総が澎湖に「中南半島難民接待中心」（インドシナ難民受け入れセンター）を設置する。15,284人を収容し、職業訓練を実施する。1,867人の第三国定住に協力し、残りの人々の台湾での定住や技能訓練に協力する。

第9は、その他の地域の同胞の救助（1950～1996年）である。1950年以降、中国大陸から東北アジア、東南アジア、中央アジア、インド、ネパール、ビルマ、ラオス、ベトナム、さらにはヨーロッパにまで逃避する難民がおり、救総は中華民国の在外公館や華僑団体の要請を受け、生活支援金の支給を代行する。

第10は、国内での重大な災害に際しての救助（1954年～現在）である。とりわけ1991年に名称を変更し、業務内容を調整した際、国内の重大な災害（台風、水害、火災、地震）における救助を重点工作に位置付けている。

第11は、国際的な人道支援（1979年～現在）である。救総は1979年以来、中華民国政府の政策に沿って多くの国際的人道支援を行う。

## (2) 北タイ地域での救助（1954年～現在）

救総の展開した北タイ地域での救助には、14の小領域がある。中華民国は1949年に中国大陸から台湾へ撤退する際、一部の軍隊（国軍）を中国大陸西南の雲南にも残した。雲南の国軍は、人民解放軍に追われ、国境を越えてビルマさらにタイへ移転し、北タイの山岳地帯に拠っていた。中華民国は北タイの軍人やその家族を難民同胞とみなし、これを救総が支援した。

第1は、インフラ建設である。救総が難民村内に水道（飲み水）、電力、道路、橋

梁を設置する。また、各難民村をつなぐ道路の敷設も行う。

第2は、農業や牧畜の指導である。救総が農場の開墾、種苗の増殖、牛豚の飼育、農産品の加工について指導する。

第3は、医療サービスである。救総が診療所の設置や保健知識の養成を担う。第4は、技能訓練である。救総が裁縫、刺繍、手工芸などの養成を担う。第5は、食糧（米穀）や衣類の援助であり、災害時の救助である。

第6は、独居老人や貧困児童への援助である。第7は、北タイの華僑学生の帰国（台湾への渡航）並びに進学に際しての同伴である。第8は、北タイの老兵の戦士授田証補償金の申請に際しての協力である。

第9は、貧しい茅葺からレンガ造りへの改築である（1996～1999年）。救総が台湾社会に呼びかけて資金を募り、3121戸の住居を改築する。第10は、「泰北義民文史館」（北タイ義民文化歴史資料館）の創設である（2001～2004年）。第11は、北タイでの中国語教育への補助（2008年～現在）である。第12は、北タイ同胞子女のための奨学金の設置（1997年～現在）である。第13は、台湾に住むタイおよびビルマ出身の華僑学生のための奨学金の設置（2008年～現在）である。第14は、華人青年への貸与型奨学金（2009年～現在）である。

### (3) 中華文化社会福祉事業基金会の創設（1981年）

救総は「財団法人中華文化社会福利事業基金会」を設置し、次の3つの事業を展開した。第1は、中華職業訓練センターの設置（1963年）である。これは、中国大陸やインドシナ半島から来台した成年が対象である。第2は、台北児童福祉センターの設置（1969年）である。難民となった孤児を収容する施設として始まる。第3は、翠柏新村老人安養センターの設置（1984年）である。義胞として来台した人々の老後のための施設である。

### (4) 大陸同胞の來台受け入れ

救総は大陸同胞の來台に際して、次の2つの受け入れ事業を展開した。第1は、大陸同胞來台サービス（1988～2001年）である。1987年に台湾から中国大陸への親族訪問が可能になり、台湾海峡兩岸での人間の交流が始まる。救総は、1988年に香港、マカオ、桃園、高雄の空港に事務所を設置して、中国大陸から台湾を往復する大陸同胞を支援する。

第2は、台湾在住の大陸出身の配偶者（主に女性）へのサービス（1999年～現在）である。救総は、彼女らが台湾社会に適応できるよう、日常生活での相談に乗り、台湾でよりよく暮らせるよう支援している。

### (5) 原住民青年への教育奨学金（2007年～現在）

「高山青教育奨助学金」を設置した。高等学校、技術型高等学校、大学、専門学校に学ぶ、花東地区（花蓮と台東）の原住民の学生に給付するものである。この事業は

規模が小さいためなのか、「70年公益影輯」では、1行のみの説明である。その他の中華救助総会の刊行物でも、ほとんど言及がない。

#### (6) コミュニティへの注目

救総は、「社区」(コミュニティ)に注目し、次の二つの事業を展開している。いずれも辺鄙な地域のコミュニティを対象とする。第1は、産学協力によるコミュニティの発展計画(2015年～現在)である。第2は、マイノリティ家庭の教育費への支援である。

#### (7) 台湾海峡兩岸での社会福祉およびコミュニティ交流(2002年～現在)

救総は、次の二つの事業を展開して兩岸交流を進めている。第1は、兩岸社会福祉交流(2002年～現在)である。台湾、香港、マカオ、中国大陸の産官学が協力してシンポジウムを開催している。第2は、コミュニティの経験を題材にした兩岸交流である(2012年～現在)。

#### (8) 社会福祉フォーラム(2004年～現在)

救総は2004年に「中華救助総会社会福利論壇」(社会福祉フォーラム)を設立し、産官学を結集して社会福祉について議論し、政策の実現に協力している。

### 4. おわりに

本稿は、中華救助総会(1950年～現在)の約70年にわたる事業内容を概観した。救総の事業を概括的に把握するために、本稿は創立70周年記念パンフレットである「70年公益影輯」を用いた。その結果、北タイ地域での救助が、救総の歩みの中で重点的な事業であることについて理解できた。しかし、このことは、結果論だとも言えよう。というのも、救総の創立から現在まで一貫して続いている事業が、ほとんど北タイ地域での救助だけだからである。

1950年から現在までを、例えば10年ごとに区切ったとすると、それぞれの年代において、救総の重点的な事業は何だったのか。「70年公益影輯」がほとんど触れない、「義士や義胞の救助」(1950-1996年)は、重点的な事業だった可能性が高い。救総が諸事業に費やしたヒト(人材)、モノ(設備)、カネ(資金)、情報を、詳しく見ていく必要がある。今後の課題としたい。

---

#### <参考文献>

中国大陸災胞救済総会(編)『中国大陸災胞救済総会会務概況』台北：中国大陸災胞救済総会、1950年8月。

李正寰(主編)『谷正綱先生與救総』台北：中国災胞救助総会、1991年10月。

中国災胞救助総会(編)『閔愛與服務：泰北茅屋改建磚瓦房三千戸落成專輯』民国88



- 年 9 月号（台北：中国災胞救助總會、1999 年 9 月）。
- 中華救助總會（編）『救総五十年金慶特刊』台北：関愛與服務、2000 年 5 月。
- 中華救助總會（編）『耕耘：救総五十四載工作紀実』台北：中華救助總會、2004 年。
- 葛雨琴「全心全意関懷社会的人民团体：中華救助總會」、『社区發展季刊』109 期（台北：内政部社会司、2005 年 3 月）、pp.272-279。
- 中華救助總會（編）『救総六十：中華救助總會成立 60 周年專輯』台北：中華救助總會、2010 年 4 月。
- 彭晋生、詹雅琪（編著）『谷正綱先生年譜』〔第二版〕台北：谷正綱先生紀念会、2014 年 3 月。
- 若松大祐「現代台湾史における泰緬孤軍イメージ：本土化の不徹底を示す一事例」、『社会システム研究』29 号（草津市：立命館大学社会システム研究所、2014 年 9 月）、pp.59-94。
- 中華救助總會、国立政治大学社会科学資料中心研究組、国立政治大学人文中心（編）『中華救助總會數位档案資料庫啓用典禮暨座談会會議手冊』〔第二版〕台北：編者、2015 年 6 月。
- 若松大祐「アジアの孤児と異域の孤軍——現代台湾社会の多元性を見直すために」、内田隆三（編著）『現代社会と人間への問い：いかにして現在を流動化するのか？』東京：せりか書房、2015 年 11 月、pp.71-95。
- 若松大祐「中華救助總會に対する不当党産処理委員会の聴取」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』1 号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2020 年 3 月）、pp.79-91。
- 若松大祐「中華救助總會に対する不当党産処理委員会の判定」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』2 号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2021 年 3 月）、pp.69-80。
- 若松大祐「不当党産処理委員会に対する中華救助總會の訴訟」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』3 号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2022 年 3 月）、pp.63-71。
- 赤松美和子、若松大祐（編著）『台湾を知るための 72 章』〔エリアスタディーズ 147〕東京：明石書店、2022 年 3 月。

中華救助總會

<http://www.cares.org.tw>

政大數位典藏 (NCCU Digital Archives) > 中華救助總會數位資料庫

<https://contentdm.lib.nccu.edu.tw/digital/collection/cares>

不當黨産處理委員會

<https://www.cipas.gov.tw/>

-----  
【抄録】

中国大陸災胞救済総会の事業の概要－北タイ救助に即して－

若松大祐

本稿は、中華救助総会の事業を概括的に把握する試みである。昨今の台湾では「移行期における正義」の実現が政治的焦点になった。そうした状況の下、政府が中華救助総会に対し、中華救助総会がかつて不当に取得した資産を原所有者に返還しなければならぬと命じた。そもそも中華救助総会はどのような組織であり、どのような事業を展開していたのか。本稿では、前身にあたる中国大陸災胞救済総会の成立（1950年）から現在（2023年1月）までに至る70年間に、中華救助総会が展開した事業を概括的に記す。そして、北タイ地域での救助が救済の歩みの中で重点的な事業である、と暫定的に言おう。

Keyword：台湾，中華民国，中華救助総会，谷正綱，中国国民党

（2023年1月20日 受理）